◆同志社刑事判例研究会◆

難燃性建造物における複数建物の一体性

福岡地裁平成一四年一月一七日第一刑事部判決、平一三年(わ)第三六二号、同第

、四八一号、窃盗、現住建造物等放火被告事件、判例タイムズ一〇九七号三〇五頁

緒 方 あゆみ

【事実の概要】

成 対する憤まん等を晴らすため、ホテルの鉄筋コンクリート造平屋建研修棟 て客室内に入り込み、現金四八万円を窃取したことが発覚して同ホテルを退職するに至った。Xは、 株式会社Aの経営するホテルの従業員であった被告人Xは、 に放火してこれを焼損しようと企て、深夜、無人の研修棟内の研修室に設置されていた結婚披露宴用のステー 自身の借金の返済にあてるため、マスターキーを使っ (研修室、チャペル、会議室等により構 ホテル代表者に

および研修棟廊下を焼損した。

同志社法学

ジ、ジョーゼット等に灯油をまいて火を放った。火はジョーゼットから研修室の内壁、 天井等に燃え移つり、 研修室

Xが放火した研修棟は、二本の渡り廊下によって、宿泊客および従業員が現在する宿泊棟 (客室、 レストラン等に

式のために宿泊棟の客室の一部を利用したり、 れていた。また、 き金属製扉が設けられており、 より構成)と構造上連結されていた。二本の渡り廊下は、一方は、研修棟側に鉄製の防火扉、 検察側は、 宿泊棟と研修棟とが全体として一個の現在建造物を構成するとして、Xを現住建造物等放火罪で起訴し ホテルの宿泊棟および研修棟は、 他方には、 研修棟側に鋼鉄板の防火シャッター、 夜間は従業員が宿泊棟と研修棟を警備のため巡回していた。 株式会社Aが一体的に管理運営しており、 宿泊棟側にステンレス製扉が設けら 研修棟で行われる結婚 宿泊棟側にガラス窓付

となっているが、その構造等からしても宿泊棟と研修棟が物理的に一体とまでは言えない上、Xには、 た。これに対し、 弁護人側は、 宿泊棟と研修棟とは、 外観上は二棟の建物が二本の渡り廊下によって接続された構造 研修棟内のじ

旨主張し、Xもこれに沿うような供述をした。 ゅうたん等を焼損する可能性の認識ないし意図があったに止まり、 宿泊棟への延焼可能性についての認識もなかった

福岡地裁は、 Xの放火行為について、 以下のように判示して、現住建造物等放火罪に該当するとするには合理的疑

が残るといわざるを得ず、 非現住建造物等放火罪を構成するに止まるとみるのが相当と判断し、 被告人に懲役四年

六月の刑を言い渡した(確定)。

半旨

して研修棟から宿泊棟へ延焼する蓋然性を認めるには合理的疑いが残ると言わざるを得ない。」「従って、 められる。」「しかしながら、……このような防火設備及び材質等に鑑みると、本件証拠関係の下で、 により研修棟への巡回も行われているというのであるから、 株式会社Aはホテルを構成する施設として両建物を管理運営し、……夜間には宿泊棟で当直勤務についている従業員 放火した研修棟と従業員及び宿泊客が現在した宿泊棟とは、…二本の渡り廊下によって構造上連結されている上、 が否定できないという程度の意味において、 いうべきである。 焼する可能性が全く認められない場合にまで、それら複数の建物を一個の現在建造物と評価することは許されないと したものであるから、その抽象的危険犯としての性格を前提としても、 解される。そして、 相互の連絡、 よって相互に連結されていることを前提に、その構造上の接着性の程度、 「現に人がいる建物 これらの諸事情を総合考慮して、一個の現在建造物と評価することが社会通念上も相当とみられることが必要と とがある場合、 管理方法などに加えて、 したがって、それら複数の建物が一個の現在建造物と認められるためには、そのような延焼可能性 それらが全体として一個の現在建造物と認められるためには、 現在建造物放火罪の法定刑が著しく加重されているのは、人の生命・身体に対する危険性に着目 (現在の建物) と現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建物 非現住・非現在の建物の火災が現在の建物に延焼する蓋然性をも考慮要素と 延焼の蓋然性が認められることが必要と考えるべきである。」「被告人が 宿泊棟と研修棟との間には相当に強い機能的連結性が認 非現住・非現在の建物から現在の建物 建物相互間の機能的連結性の有無・ 各建物が渡り廊下などの構造物に (非現住・非現在の建 渡り廊下を経 研修棟と宿 強弱

建造物であると認めるのが相当と判断される。」 泊棟を一体のものとして、 一個の現在建造物ということはできず、 研修棟は、 宿泊棟とは独立した、非現住・非現在

【研究】

問題の所在

事例であり、 における複数建物の一体性について、公刊物に登載されている判例としては、裁判所による判断が示された初めての くの人が現在する建物の一部であった場合、 べてはるかに重い法定刑となっている。本件のように、 ろうか。現住建造物等放火罪は、その客体である人の生命・身体への危険性を考慮して、非現住建造物等放火罪に比 テルのような大規模で耐火構造を持つ建築物の場合、その一部に対する放火は全体に対する放火と認められるのであ 本件は、 難燃性の複数建物からなる建築物の 下級審判例ながら重要な意義を有し、 建造物の一体性が問題となってくる。本判決は、 「建造物の一体性」の判断基準について争われた事例である。 人の現在しない箇所に火を放ったが、そこがホテルという多 いわゆる難燃性建造物 本件ホ

検討に値する。

従来の判例

物に対する非現住建造物への放火については、 複数建物の一体性に関して、 従来の判例は、 建物間が廊下でつながれている等、 木造建築物が多かったため、 現住および非現住建造物から成る複数建 構造上一個の建造物と認められる

性の観点から建造物の一体性判断が行われている。 全体が一体として日夜人の起居に利用されていたものと認められる。そうすると、右社殿は、 宮事件)は、「社殿は、その一部に放火されることにより全体に危険が及ぶと考えられる一体の構造であり、また、 接続され、 して建っていて物理的一体性の認定が困難な場合には、人の出入りがある等の効用上の一体性、すなわち機能的 場合、すなわち物理的一体性が認められる場合に現住建造物等放火罪の成立を肯定していた。また、複数建物が独立 夜間も神職等が宿直していた神宮社殿に放火した事案に関して、 最近では、 本殿、 拝殿、 最高裁平成元年七月一四日決定 社務所等の複数の建物が回廊などにより 物理的に見ても、 (平安神 二体

しかし、近年の建材・建築技術の進歩により、難燃性・耐火構造の建造物が増加し、木造建築物のように建物の一

的に見ても、

体性から、

建造物の一体性を認めて現住建造物等放火罪の成立を肯定した。

その全体が一個の現住建造物であったと認めるのが相当である」と判示し、

物理的

体性および機能

的

分とともに、それぞれ一体として住宅として機能し、現住建造物である本件マンションを構成していることが認めら している。最近では、 の低さから建物内の部分的独立性が問題とされるケースが増えてきた。 部に火が放たれても、 元年七月七日判決は、 耐火構造の集合住宅の共有部分へ放火した場合には、機能的一体性を認めて現住建造物等放火罪の成立を肯定 本件マンションの集合住宅としての構造とその利用形態に徴すると、 エレベーターのかご内に火を放ち、 「本件エレベーターは、 全体へすぐに燃え広がることは少なくなり、 ……マンションの居住者が各階間の昇降に常時利用 側壁の一部を焼失させたという事案について、 物理的には一個の建物への放火でも、 判例は、 ……本件マンションの各居住空間 マンション内のエレベー してい 最高裁平成 ター る共用 延焼可能 への放 部分

同志社法学

すなわち放火部分から居住部分への延焼可能性を判断基準としている。 に関しては、 れる。」として、現住建造物等放火罪の成立を肯定した。他方、マンションの共有部分ではない空き部屋等への放火 効用上の独立性の判断に加えて、火や煙が現住部分へ拡がり、 公共の危険が発生する可能性があるか

三.「建造物の一体性」の判断基準

(1)

延焼可

等放火罪の成否の判断の一要素となるのであろうか、またその判断基準は何に求められるのであろうか。 争われた判例は、 は、 て一個の現在建造物と認められるための条件として、放火部分から人が現在する部分への延焼可能性 これらの点について、 夜間は無人となる研修棟から宿泊棟への延焼可能性) 本件のようなホテルにおいて、難燃性で防火設備を有している現住建造物と非現住建造物とが全体とし 難燃性建造物であるマンションの一部に対する放火の事例に多い。では、延焼可能性が現住建造 判例は、 前述の平安神宮事件の控訴審判決において、「延焼する蓋然性なるものは、 が必要であるとした。前述のように、 従来、 延焼可 (本件の場合 …犯

W 抽象的危険犯であることにかんがみるならば、 行時の具体的状況を捨象して一般的、定型的に判断すべきものといわなければならない。 |危惧感を禁じえない程度のものであることが必要であり、また、その程度で十分である」という基準を示して 平安神宮事件では、 物理的一体性が認められれば延焼の可能性が必然的に高くなる木造建築物であったことか …延焼等の可能性が否定しえないという程度、…一般人において延焼 ……現住建造物等放火罪が

ら、その一部に放火されることにより、 全体に危険が及ぶ可能性が十分にあり、不特定多数人の生命・身体への危険

が生ずるおそれがあったといえるので、延焼可能性は容易に肯定できよう。

7

い る¹⁰ 。 性の程度によっては、 る不要説を主張する見解もある。 可能性の有無は建造物の一体性の判断を左右するものではないとして、 見解もある。 禁じえない程度」とするが、 も延焼の可能性を必要としている。 性はどの程度必要とされるのであろうか。 しかし、 本件ホテルのように、 他方、 その必要とされる程度については、平安神宮事件最高裁判決は、①「一般人において延焼の危惧感を 物理的または機能的一体性があるとして建造物の一体性が認められた以上は、 後述するように③説に極めて近くなるであろう。 学説では、 一部に放火されても全体に危険が及ぶ可能性の低い難燃性建造物の場合は、 なお、このうち、②説にいう「ある程度の高度の危険性」については、 同様に、学説の多くも建造物の材質如何にかかわらず延焼の可能性を必要として ②「ある程度の高度の危険性を求める」見解や、 判例は、 既述のように、 本件ホテルのような難燃性建造物の事例におい ④延焼可能性を一切考慮すべきではないとす ③「具体的危険を求める」 現住部分への延焼 求める危険 延焼可能

である。もっとも、 として行われるのであり、 れる。そもそも、 具体的建造物ごとに建造物の構造、 学説においては、 建造物の一体性の判断は、「その部分に放火すれば人の現在している部分に燃え広がるか」を基 社会通念上いかなる範囲まで一体性を認めるべきかという判断基準は、 言い換えれば、「社会通念上建造物としての一体性が認められるか否か」を基準とすべき 延焼可能性を考慮するか、考慮するとするとどの程度かについて見解の相違がみら 機能、 接着の程度、 利用・管理の方法などを総合して一体性が認 必ずしも明確な基準では

このように、

要素であり、 建造物等放火罪と区別して規定されていると解する以上は、 められるか否かを判断することになるから、 刑法一〇八条の立法趣旨にかんがみれば、 現住建造物等放火罪が人の生命・身体の保護という見地から特に非現住 社会通念においても延焼の可能性は一体性判断にとって重要 人の現在している部分への延焼可能性は当然考慮すべき

な一要素であるといえよう。

といえども、具体的公共危険犯に必要な相当程度高度の蓋然性まで要求することは困難であり、 えているとはいえる。しかし、 重くなっており、 たしかに、 延焼可能性の程度については、 抽象的公共危険犯であるものの、 延焼可能性は程度問題であり、 現住建造物等放火罪は生命・身体に対する危険性があるゆえに法定刑が 一定程度の危険性の発生が必要な準抽象的危険犯の罪質を兼ね備 明確な基準は立てにくく、 生命・身体に対する危険性 現住部分への延焼可

(2)物理的一体性と機能的一体性、および延焼可能性の関係

建造物の一体性の判断基準について、

判例は、

物理的一体性か機能的

一体性かのどちらか一方が認められた場合に

能性が否定できない程度であれば足りると解さざるをえないであろう。

性の認定を前提とすべきであるとするものが多数であり、 建造物の一体性を肯定しており、それぞれの一体性の関係を並列的に捉えている。これに対し、学説は、 物理的一体性が存在することを前提と 物理 的 体

建造物の一体性は、

している。 して認められるべきであって、機能的一体性は物理的一体性が弱い場合に、これを補充するための要素であると理解

れることになる。 的 いる。本判決においても、二棟の建物が渡り廊下によって連結されているという構造上の一体性を前提として、 さらに、延焼可能性との関係については、 延焼可能性を総合的に考慮して一体性の判断がなされている。学説においても、 その理由は、 人の生命・身体に対する危険の存在が加重処罰を導く現住建造物等放火罪に 判例は、物理的一体性の判断に延焼可能性を加味して一体性を判断して 判例の態度は概ね肯定さ お 7

(3)難燃性建造物の内部的独立性について

は、

人の現在する部分への延焼可能性を無視して物理的一体性を認定することは許されないからである。

り、 わが国の建造物は、その素材や構造などから、その一部に火を放てば全体に燃え広がるおそれが強かったためであ 焼可能性が小さい難燃性建造物の場合には、 焼可能性が大きいことを主なファクターに入れ物理的一体性を重視して建造物の一体性を判断しているのに対し、 きないのかという点について、 難燃性建造物に対する放火事例において、 難燃性建造物のように、 建物の一個性を問題とする余地はほとんどなかったからである。 判例は、燃えやすい木造建築物の場合には、その一部にでも火が点けば、全体への延 耐火構造を施された各区間につき部分的独立性・内部的独立性を肯定で 内部独立性を重視して一体性を判断している。 なぜなら、 従来における 延

渡り廊下でつながれていた建物の事例のように、

観上・構造上の一体性 複数建造物の場合も、 (=物理的一体性) 従来は、 から判断していたが、近年増加している本件ホテルのような難燃性大規模 判例は、 延焼可能性を考慮して外

建築物の場合、 物理的 機能的には一個の建物であっても、内部の区画は独立した耐火構造になっており、一つの区

同志社法学 五七卷五号

断している。 として扱うことはできないことになるのである。 分への拡大に対する適切な予防措置が講じられているので、一方のみに対する放火を他方を含めた全体に対する放火 ような場合は、他人の生命・身体に対する高度の危険を生ぜしめ得る、火災の非現住・非現在部分から現住・現在部 物に対する放火として取り扱うことになる。 対する高度の危険性を惹起しうる場合には、 え移るおそれが強い場合、言い換えると、非現住・非現在部分への放火が現住・現在部分に居る他人の生命・身体に 個々の区画を独立した建造物ととらえ、 画に放火しても他の区画に延焼する可能性が低い構造となっている。その場合、 したがって、 建造物としては別個のものであっても、それが近接していて、 延焼可能性に加えて区画ごとの耐火性、 .一方の刑法一○九条の建造物に対する放火を他方の刑法一○八条の建造 これに対し、 本件のように各建物間に延焼を防ぐに足りる防火壁がある すなわち内部的独立性を重視して判 判例は、 一方に放火すれば他方に燃 建造物の一体性を否定して

四、本判決の検討

以上の考察を前提にして、

本件判決について検討することにしよう。

本件において主として争われたのは、

構造となっていることを根拠に物理的一体性を認め、 断基準」をどのように解するかであった。本判決は、 泊棟とともにホテル全体として一個の現住建造物への放火と評価すべきかという、「難燃性の複数建物の一体性 Xが夜間は無人の研修棟に放火したことについて、非現住建造物への放火と評価すべきか、それとも人の現在する宿 さらに、 本件ホテルは、 両棟は、 宿泊棟と研修棟とが二本の渡り廊下で連結した 日中は一個のホテルとして利用されており、 の判

として機能的一体性を認めている。しかし、延焼可能性の判断に関しては、本件ホテルの二本の渡り廊下は難燃性 夜間も宿直の従業員が巡回していたことから、「宿泊棟と研修棟との間には相当に強い機能的連結性が認められる」

棟とは独立した非現住 的一体性および機能的一体性は肯定しながらも延焼可能性の低さを根拠に建造物の一体性を否定し、「研修棟は宿泊 みると、 建材でできており、 ……渡り廊下を経由して研修棟から宿泊棟へ延焼する蓋然性を認めるには合理的疑いが残る」として、 両端には防火設備 ・非現在建造物である」として刑法一○九条の非現住建造物等放火罪を構成するにとどまると (防火壁) が整えられていたことから、 本判決は、「防火設備及び材質等に鑑 物理

いう判断を示した。

よる危険の伝播の可能性にも言及した上で、全体的現住性を判定しようとする」流れを考慮して一体性を判断したもの 建物への放火事案に関する過去の下級審判例において示された、「単に外観だけを指摘するにとどまらず、延焼等に 造をベースとしつつ、外観上は一個であるが、耐火構造を施された各区画について部分的独立性が肯定できるような 客体は易燃性の木造建造物であり、 して延焼可能性を検討していることから、平安神宮事件最高裁判決の論理に従っている。もっとも、 の放火における建物内の部分的独立性が問われた事案でもない。こうしてみると、本件は、 物理的一体性、 機能的一体性、 本件は難燃性の大規模建築物であるという点で大きな違いがあり、 延焼可能性を総合して判断していること、また、 平安神宮事件の 物理的一体性を前提と 平安神宮事件の 難燃性建造物 判断

構

現在では、本件ホテルのような不特定多数の人が現在する建物には、 建築基準法等に基づく防火設備が施されてい のという評価が可能であろう。

相

同志社法学

五七巻五号

火扉等の延焼を防止する設備が整えられていた。 要求されるほどの「焼損によって公共の危険が具体的に発生しない限り既遂に達しない」といった高度の危険性を求 要であるとして、 度に関しては、本判決のような「延焼可能性が否定できない程度」ではなく、「ある程度の高度な」 焼可能性の要素を考慮することによってはじめて建造物の一体性の判断ができるのである。また、 といった機能的一体性はもちろんのこと、「非現住・非現在の建物の火災が現在の建物に延焼する可能性」という延 本判決の示す「その構造上の接着性の程度、 測された。しかし、近年の難燃性建造物の場合には、 を導いている。 する人の生命・身体への危険は少ないことから、本判決は、非現住建造物等放火罪が成立するにとどまるとする結論 当に低く、社会通念上、 るのが通常であり、 っても、 その危険性判断は 建物の一 前述の平安神宮事件では、 高度の危険性を求める見解もあるが、 部に放火することによって現住部分にまで危険が及ぶかもしれないという延焼の可能性が十分に予 本件においても、 「ある程度の危険」でよいとされているのであるから、 一般人の感覚から延焼の可能性はないと判断できるのであれば、 宿泊棟と研修棟を結ぶ渡り廊下は難燃性の建材でできていて、 神宮社殿が木造建造物であったため、たとえ放火箇所が非現住建造物であ 建物相互間の機能的連結性の有無・強弱、 したがって、 物理的一体性から直ちに建造物の一体性を導くことはできず、 既に述べたように、そもそも一〇八条は準抽象的 本件の場合、 現住部分 一〇九条二項のような具体的危険犯に (宿泊棟) 相互の連絡、 現住建造物等放火罪の予定 への延焼可能 延焼の可能性の程 延焼可能性が必 廊下の端には防 管理方法など」 危険犯であ 性が

以上のことから、 物理的 ・機能的一体性を認めながらも、 現在部分への延焼可能性が否定できない程度に存在する

める必要はないと考える。

ことを根拠にして建造物の一体性を否定した、本判決の結論は妥当であろう。 難燃性の複数建造物への放火における

複数建物の一体性の基準について、今後の判例の積み重ねが待たれる。

- (1) 他人の生命・身体に対する高度の危険性の存在という根拠づけは、人が「現在」する建造物に関しては妥当するものの、単に住 居として使用しているという意味での「現住」建造物に関しては常に妥当するものではなく、現住建造物については生活の本拠 (臥寝の場所)を奪うことを加重根拠とする見解もある。平野龍一「刑法各論の諸問題一四」法学セミナー二二一号(一九七四年)
- 四六頁。しかし、この見解に対しては、現住建造物は他人が現在する蓋然性が高く、その生命・身体に対する高度の危険性の発生 よいとする批判がある。伊東研祐『現代社会と刑法各論〔第二版〕』(成文堂、二〇〇二年)三一三頁 の可能性は無視しえないので、やはり現住建造物等放火罪の加重根拠は、他人の生命・身体に対する高度の危険性の存在に求めて
- (2) 船山康範 ジュリスト一二四六号 (二〇〇三年) 一五九頁。
- 3 月三一日東高刑時報七巻八号三三八頁等。 大判昭和一四年六月六日刑集一八巻三三七頁、東京高判昭和二八年六月一八日東高刑事報四巻一号五頁、 東京高判昭和三一年七
- 4 大判大正三年六月九日刑録二○輯一一四七頁、最判昭和二四年六月二八日刑集三巻七号一一二九頁等。
- (5) 刑集四三巻七号六四一頁。
- 6 分の独立性」 東京地判昭和五六年六月一八日(公刊集未登載)。原田昭夫「放火罪の目的物としての大規模な耐火性建築物の単一性とその一 研修四二五号(一九八三年)三七頁にその内容が紹介されている。

部

- (7) 判例時報一三二六号一五七頁。
- 8 :和五八年三月二八日刑月一五卷三号二七九頁、 札幌高判昭和四七年一二月一九日刑月四卷一二号一九四七頁、 東京高判昭和五八年六月二〇日刑月一五巻四=六号二九九頁、 浦和地判昭和五〇年一月二九日判時七九五号一一二頁、 東京地判昭和五九 仙台地判

難燃性建造物における複数建物の一体性

- 具体的事案に即して犯行時の諸状況を総合して具体的・実質的に判断して行うものであり、この点については具体的危険犯となん 延焼可能性の判断は、 犯行時の具体的状況を捨象して一般的、定型的になされるべきとした点について、抽象的危険の程度は、
- 建造物性」ジュリスト九三五号(一九八九年)一五一頁。 ら差異がなく、一○八条が抽象的危険犯であることと矛盾することにはならないとする見解もある。野村稔 「複数の建造物の現住
- 10 る批判がなされている。 を判断すると、構造上別個の建物についても一体性を認める結果になりかねないし、そもそも客体性の判断の枠を超えているとす 一体性判断は、もっぱら延焼可能性を基準としてなされるべきとする見解もあるが、これに対しては、延焼の可能性だけで一体性 甲斐克則「複合建造物の現住性―平安神宮事件」刑法判例百選Ⅱ第四版(一九九七年)一五一頁。
- 11 数建物の一体性」法学セミナー五七七号(二〇〇三年)一一七頁、今井猛嘉「放火罪の成否」現代刑事法五九号(二〇〇四年)一 佐伯仁志「放火罪の論点」法学教室一三二号(一九九一年)二三頁。同様の見解をとるものとして、大山弘「放火罪における複
- 12 芝原邦爾編 『刑法の基本判例』(有斐閣、 一九八八年)吉田敏雄 「放火罪」一七六頁。

放火罪が抽象的危険犯であることから、建造物の一部に対する放火により公共の危険は当然に発生したものとみなされるとして、

- と認められた事例」研修四六二号(一九八六年)五六-五七頁。たしかに、社会通念上建造物として一体性が認められている場合 認められる部分への延焼の可能性の有無は、一体性の判断を左右するものではないとする。木藤繁夫「刑法一〇八条の現住建造物 社会通念上建造物としての一体性が認められる以上、一体性の判断としてはそれで十分なのであって、放火した部分から現住性の
- とは必要である。大谷實 論ずることになり、 さらに人の現住ないし現在する部分への延焼可能性を論ずることは、そのような人の生命・身体に対する具体的危険の有無を 刑法一〇八条の趣旨に反するが、建造物の一体性自体を判断する要素の一つとして延焼の可能性を考慮するこ 「複数の建造物の現住建造物性」『刑事法学研究第四巻 刑法解釈論集Ⅱ』(成文堂、一九九○年)二二三頁。
- 14 ならないとする。 〇三号(一九九〇年)七二頁 居住部分との機能的な関連性が認められる場合には、居住部分への延焼可能性があるか否かは住居性の判断を左右する要素とは 髙部道彦「髙層マンションのエレベーターのかごの側壁を焼失させる行為と現住建造物等放火罪の成否」研修五

- 15 う表現をしている 例えば、今井・前注 (11) 一一一頁では、求める延焼の可能性の程度を、「ある程度高度な」ではなく「相当程度、高度な」とい
- 16 大谷實「渡り廊下でつながれた建物が刑法一○八条の一個の建造物に当たるとされた事例」判例評論三三九号(一九八七年)二
- (17) この点に関して、刑法一〇八条の罪質・加重処罰根拠が人の生命・身体に対する危険性の特に大きいことであることにかんがみ
- 18 件の不明確性は残るが、一定程度定型化・抽象化して行うべきであるとするとする見解もある。伊東・前注(1)三二〇頁 程度の危険性が認められるので、全体として現住建造物であると言ってよいとする見解として、前田雅英「放火罪における現住性 て、具体的危険が必要とまではいわないにせよ、ある程度高度の危険性が必要と考えるべきであり、危険性の存否判断は、 判例を支持し、物理的一体性か機能的一体性があれば、刑法一○八条が必要とする「一般人において延焼の不安感を禁じ得ない」

の意義」西田典之・山口厚編『刑法の争点〔第三版〕』(二〇〇〇年)二一一頁。

- 19 機能的一体性は、構造上の一体性の枠内で、建造物内部の人に対する危険を実質的に基礎づける際に補充的に援用されるにとどま 東京都立大学法学会雑誌三七巻一号(一九九六年)一六二-一六三頁。機能的一体性のみにより現住建造物の範囲を画することは 体性という形式的な前提を踏まえた上で実質的な解釈が行われるべきとするものとして、星周一郎「焼燬概念について(二・完)」 「住居」概念の拡散を招き、人が現在する可能性を端的に判断することに近く、現住建造物の範囲が不明確になってしまうとして 機能的一体性という要素は、 現住建造物等放火罪の成立範囲を無限低に拡大するおそれがあるので、建造物としての物理的な一
- (一九九二年)五六-五七頁。また、延焼可能性を過度に強調すると、現住建造物に近接する非現住建造物に放火しただけで現住建 て井田良「複数の建物が廻廊等により接続されていた神宮社殿が一個の現住建造物に当たるとされた事例」警察研究六三巻六号 能性)は、少なくとも、物理的一体性の判断を補充し、とくにそれを限定する要素として考慮されなければならないとする見解とし おける建造物の一体性」現代刑事法五一号(二〇〇三年)一四頁。同様に、延焼の可能性(さらには、有毒ガスや煙による影響の可 延焼の危険性は、 物理的な一体性から生じる危険の全体性を基礎づける十分条件であるとする見解として、香城敏麿「放火罪に

るとするものとして、山口厚『刑法各論〔補訂版〕』(有斐閣、二〇〇五年)三七五-三七六頁

同志社法学 五七巻五号 二一七 (一六二三)

難燃性建造物における複数建物の一体性

造物等放火罪の既遂が認められることにもなりかねないので、延焼可能性は、物理的一体性を認定するための補助的基準として、そ れを限定する方向でのみ機能させるべきであるとする慎重な見解もある。丸山雅夫「放火罪-〈一九九八年〉三○頁。 これに対し、延焼可能性は一体性判断の必要条件であるとする説として浅田和茂他 ―建造物の一体性」法学教室二一五号 『刑法各論 [補正版]』

[松宮孝明](青林書院、二〇〇〇年)二五九頁。

- 21 部分に放火した事案について、当該建造物全体に対する放火として現住建造物放火罪が成立した事例)。 例えば、 大判昭和三年五月二四日法律新聞二八七三号一六頁(外観上一個であることが明らかな木造建築物=棟割長屋の空き家
- 22 り火勢が他の区画に絶対に及ばないとは言えないだろうし、新建材等の燃焼により発生する有毒ガスの危険性も無視できないこと などをも考えると、一般的に部分的独立性を認めるのは困難であるとする見解もある。前田・前注(18)二一一頁: 生形修「難燃性建造物に対する放火」研修六二七号(二〇〇〇年)一二二頁。しかし、耐火構造であるというだけでは、
- 23 として犯行に及んだことから、 前提条件として、被告人Xは、元勤務先である本件ホテルの構造を熟知しており、研修棟内の研修室を使用不能にすることを目的 宿泊棟への放火の故意はなかったと認定されている。
- 24 不明確さがあることは否定できず、これを根拠に一体性が認められ得るかは慎重に検討する必要がある」とする見解もある。星周 体性の判断は、本件のような難燃性建造物の一体性判断において物理的一体性を補充する重要な要素であるが、確かに、「日夜人 「現住部分との建物利用上の機能的一体性が強ければ人の居合わせる蓋然性が高く、危険の発生があると評し得るが、基準として 郎「いわゆる難燃性建造物における複数建物の一体性が否定された事例」判例セレクト二〇〇二(二〇〇三年)三八頁。機能的
- 認めると刑法一〇八条の成立範囲が広がりすぎるおそれがあるので、機能的一体性の判断は慎重に行われるべきであろう。「機能的 定するという形で働く場合が殆どであろうと思われ、その意味で慎重な適用が望まれる」とする見解として、井田良「放火罪をめ ぐる最近の論点」 体性の基準は、 阿部純二他編『刑法基本講座第六巻』(法学書院、 延焼可能性がわずかで物理的一体性が弱い場合に、これを援用することによって現住建造物としての一体性を肯 一九九三年)一九五頁。

起居に利用されている」という機能的一体性の判断基準はあいまいであり、機能的一体性を重視して建造物の一体性を拡大して

(25) 判例時報一三二六号(一九八九年)一五八頁。

- 26 が、加重処罰を排する上での…基本的前提要件といわねばならない」とする見解もある。伊東・前注(1)三一四頁。本件において 根本的な、あるいは、より確実な構造的・材質的予防措置 煙機・シャッター等)による予防措置は不作動・機能不足等を生ずる虞れが高く、それだけでは不十分といわねばならない。 防火設備に関して、「火災という緊急異常時における予期せぬ諸条件の発生可能性に鑑みれば、付加的装置 検察側が煙感知器や防火シャッターの防火装置に不備があった可能性を主張したが、福岡地裁は、それらの装置が現に作動した (開口部のない耐火構造の隔壁・天井、不燃材等)が採られていること
- の可能性は相当程度、 定できないというだけで認定するのは、妥当ではない」とする。今井・前注(⑴)一一一頁。同様の趣旨として、大山・前注 「延焼の可能性は、それが認められる場合には、一○八条の重い法定刑による処罰を肯定する根拠となるものである。従って、そ 高度なものでなければならず、その『蓋然性』を問題にしつつ、これを、現住建造物等への延焼可能性が否 11

ことを理由として、

延焼可能性を否定した。

- 28 性建造物における複数建物の一体性が否定された事例」受験新報二〇〇二年一二月号(二〇〇二年)一九頁。 して一体性を肯定した事例と比較すると、より高度の延焼可能性を要求していると考えられるとする見解もある。松原久利「難燃 未遂罪の成立を認めた東京高判昭和五八年六月二〇日判決での、「状況によっては火勢が及ぶおそれが絶対にないとはいえない」と 室押し入れ内の壁面及び床面のベニア板の一部を燻焼したにとどまった事案について、マンション全体に対する現住建造物放火の 他方、本判決での「延焼の蓋然性」は、マンションの空室に火を放ったが、マンションの所有者に発見され消火されたため、 同
- *本件の評釈として、以下のものがある。今井猛嘉「放火罪の成否」現代刑事法五九号(二〇〇四年)一〇六頁、大山弘「放火罪におけ 四六号(二〇〇三年)一五七頁、星周一郎「いわゆる難燃性建造物における複数建物の一体性が否定された事例」判例セレクト二〇 が否定された事例」現代刑事法五二号(二〇〇三年)七四頁、船山康範「難燃性建造物における複数建物の一体性」ジュリストーニ る複数建物の一体性」法学セミナー五七七号(二〇〇三年)一一七頁、比嘉康光「いわゆる難燃性建造物における複数建物の一体性 〇二 (二〇〇三年) 三八頁、 松原久利 「難燃性建造物における複数建物の一体性が否定された事例」受験新報二○○二年一二月号

(二〇〇二年) 一八頁

同志社法学